

生活費	日額	月額 (30日として計算した場合)						
		A	B	C (生活保護)	D	E	F	G (基準)
家賃	月額を日割り計算による	0	12,000	24,200	33,000	39,000	45,000	48,000
食費	1450	43,500	43,500	43,500	43,500	43,500	43,500	43,500
水道光熱費・管理費	380	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400
*寝具利用料	約 76 (69円+消費税 10%)	*2,280	*2,280	*2,280	*2,280	*2,280	*2,280	*2,280
生活費用月額 ⇒		57,180	69,180	81,380	90,180	96,180	102,180	105,180

*寝具利用料(月額)は1日76円として計算してあります。

介護保険料 (必要な方)	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険料 利用限度額	5,032	10,531	16,765	19,705	27,048	30,938	36,217

*グループ内でご利用できる介護保険サービスとして、①訪問ヘルパー(併設) ②訪問リハビリ ③デイケア(併設) ④デイサービス(併設) ⑤居宅療養管理指導 ⑥居宅介護支援(ケアプラン作成) ⑦小規模多機能型居宅介護(併設)

入浴	①ご自分で入浴 ②ご家族による介助 ③ヘルパー介助入浴(介護保険、有償ボランティア)	シャンプー、石鹸、タオル等は自己負担。
食事	①ご自分で食事 ②ご家族による介助 ③ヘルパー介助(介護保険、有償ボランティア)	*食堂内での配膳・下膳は職員が行います。 ・嗜好食等は自己負担。 ・欠食による減額はありませぬ。 ・居室までの個別配膳は50円/食。
排泄	①ご自分で排せつ ②ご家族による介助 ③ヘルパー介助(介護保険、有償ボランティア)	ポータブルトイレ、オムツ、トイレトペーパー等は自己負担。
寝具	寝具(布団・カバー類・毛布・枕等)については、レンタルをしていただき、清潔性を保つために週1回の交換を基本とし、汚れたらその都度交換。契約は業者との直接契約。	1日69円(税抜)(追加料金なし)
シーツ交換	①ご自分で整理 ②ご家族により整理 ③ヘルパー援助(介護保険、有償ボランティア)	
清掃 チリ捨て	①ご自分で清掃・チリ捨て ②ご家族による清掃・チリ捨て ③ヘルパー援助(介護保険、有償ボランティア)	
洗濯・収納	①ご自分で洗濯(コインランドリー) ②ご家族による洗濯 ③ヘルパー援助(介護保険、有償ボランティア) ④業者委託 *セーター・ジャンパー類、ウール製品類、型崩れ・色落ちするもの、ドライクリーニング類は不可。	①洗濯:200円/60分 乾燥:100円/30分 ④業者洗濯の場合は、週2回の洗濯となり、月額2,970(税込)円。業者との直接契約となります。
外出	①自立の方は、ご自分で外出・外泊可 ②要支援・要介護者の方はご家族の付き添い(有償ボランティア対応可)	外出・外泊の際は、全ての方に届出をしていただきます。 交通機関はご自分でご用意いただきます。
金銭管理	①ご自分で管理 ②ご家族等が管理 ③ ①②以外で金銭管理の必要な方は、社会福祉協議会の『権利擁護事業』利用していただき、通帳と印鑑を社会福祉協議会に預けることができます。	原則、施設側の金銭管理は一切いたしません。
服薬管理	①ご自分で管理及び服薬 ②ご家族による管理及び服薬 ③ヘルパー服薬介助(介護保険、有償ボランティア)	
通院	①協力医療機関へは無料送迎。 ②協力医療機関以外へはご家族、有償ボランティア、介護タクシー等。	
介護用品	電動ベッド、ナースコール等は設置済み。	車イス、センサーマット、ポータブルトイレ等は自己負担となります。
家電製品	①冷蔵庫については、自己管理できる方のみ持ち込みができます。 ②他の家電製品については、別途で相談。	*共同冷蔵庫(無料)がありますので、なるべくそちらをご利用ください。(日額100円)
緊急対応	緊急対応については職員が24時間オンコール体制で対応。	
医療連携機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法人誠心会 前原総合医療病院 住所:鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目1番地6 (診療科目) 整形外科・内科・呼吸器科・循環器科・消化器科・放射線科・神経内科・麻酔科・リハビリテーション科・リウマチ科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科・口腔外科・小児歯科 ○ 医療法人誠心会 前原やすしくクリニック 住所:鹿児島県日置市吹上町小野1478(隣接) (診療科目) 整形外科・内科・リハビリテーション科 	
ご入居条件	<ul style="list-style-type: none"> ・居住を目的とされる方(例えば居住せず荷物置き場等のように居住目的外に使用することは不可)。 ・家賃減免を受ける方は、必ず減免申請を行う。 ・医療的、介護的に問題なく過ごすことのできる方。 ・徘徊・暴力等の問題行動がなく過ごせる方。 ・喫煙をしない方。 ・自傷他害の無い方。 ・入居費用を安定して支払うことのできる方(連帯保証人を含む)。 ・収入証明等、個人情報の提供が可能なる方。 その他、ご相談させていただきます。 	
退去条件	<ul style="list-style-type: none"> ・入居条件を満たせない方。 ・医師の診断により入居ができないと判断された方(喀痰吸引等)。 ・誠心会グループ内での利用料金を2ヶ月滞納し、30日間の退去予告期間を過ぎた方。 ・長期入院等により不在、居住することが困難な方は、家族の同意を得て退去。 ・常に誰かが見守り介護をしないとイケない方。 	
ご本人以外の宿泊	・理事長の許可なしでは、借家人以外は原則、宿泊不可(家族の宿泊も含めて)。やむを得ず宿泊をする場合は理事長の許可を必要とする。	

上記の説明を受け、同意いたしました。

令和 年 月 日

ご入居者名

ご家族氏名

(関係)